

仮代表役員



Q. 仮代表役員とはどのような場合に置くのですか。



1 仮代表役員について

仮代表役員について、宗教法人法第21条第1項に下記の通り規定されています。

第21条 代表役員は、宗教法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、規則で定めるところにより、仮代表役員を選ばなければならない。

この利益相反事項とは、代表役員の個人的利益と宗教法人の利益が実質的に対立するような場合、例えば、法人所有の不動産を代表役員個人が購入する、逆に代表役員個人所有の不動産を宗教法人が有償で購入する場合は該当します。このような場合、個人的利益のために法人の利益を犠牲にし、法人にとって不測の損害が生じたり、代表役員自身にとっても職務執行の適正を疑われるような状況に追い込まれることが考えられます。そのような事態が生じるのを防ぐために、法人と代表役員との間で利益が相反する事項については、代表役員に代表権を与えず規則に従って選ばれる仮代表役員が法人を代表すべきものとして、法人の事務処理の適正化を図っていると考えられます。

上記のような売買契約については、仮代表役員が責任役員会を招集し、議決を経て、仮代表役員が法人の代表者として、個人としての代表役員と売買契約を締結します。なお、売買契約に基づく所有権移転の登記申請については、代表役員が行うことができます。



利益相反事項としては、上記の他にも、代表役員が法人から金銭の貸付を受けること、代表役員個人の債務に対し法人の財産を担保に供すること、あるいは代表役員個人の事業に法人の財産を無償で利用するなどが考えられます。

2 仮代表役員の選任について

仮代表役員の選任については、各宗教法人の規則によって定められており、天理教の場合は、法人規則第15条第1項に

第15条 代表役員は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、この教会に所属するよふぼくの互選によって、仮代表役員を選定しなければならない。



と規定されております。つまり、よふぼく会議を開催し、よふぼくの中から仮代表役員を選ぶこととなります。

3 利益相反にならない行為



法人と代表役員が当事者となる行為であっても、法人に対して不利益を生ずるおそれのない事項（例えば、代表役員個人の財産を法人に寄付するなど）は、仮代表役員を選任する必要はありません。

法人を吸収合併しようとするそれぞれの法人の代表役員が同一人である場合、合併は合同行為であって、利益相反にはならないと考えられています。

※仮代表役員は登記の必要はなく、利益相反事項の事務処理をすれば、仮代表役員の任務は終わり、当然にその地位を失い、別に解任などの手続きは必要ありません。

宗教法人研修会報告

5月2日（土）午後1時から4時にかけて、日本橋大教会において「宗教法人実務研修会」が開催されました。日本橋部内の教会長夫妻、担当者など約60名が参加し、宗教法人の基礎や書類作成等をテーマに講義の後、活発な質疑応答が行われました。皆さん非常に熱心に受講してくださいました。



○法人研修会の開催を検討している教区、直属は内容や日時などお気軽にご相談下さい。
研修内容 「宗教法人の基礎」「備付・提出書類」「吸収合併」「最近の行政の動き」等

宗教法人研修会の開催スケジュール（教区）

- 岐阜教務支庁 5月30日午前11時より
「宗教法人の基礎知識、備付・提出書類について」
- 栃木教務支庁 6月30日午後1時半より
「会計事務について（予算管理簿実習）」
- 山形教務支庁 11月3日 時間、内容未定
- 千葉教務支庁 11月29日 時間、内容未定

【法律専門相談室のご案内】

教会が主体となる各種トラブル(不動産や近隣関係等)のご相談を承ります。相談は無料です。
お気軽にお問い合わせください。

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 山浦 美卯 先生 別城 尚人 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157

FAX番号 0743-63-3804